

Weekly Report

第 778 号

令和7年1月6日

令和7年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎防衛特別法人税の創設……法人に対し、課税標準法人税額（基準法人税額から500万円を控除した額）に税率4%を乗じた「防衛特別法人税」を課税します。令和8年4月以後開始事業年度から適用。

◎中小企業者等の法人税率の特例の見直し……中小企業者等の年800万円以下の所得に適用される法人税の軽減税率（15%）について、所得が年10億円を超える事業年度は税率を17%に上げます。令和7年4月以後開始事業年度から適用。

◎事業承継税制における役員就任要件等の見直し……法人版事業承継税制の特例措置における後継者の役員就任要件（株式贈与日まで3年以上継続して役員等であること）について、「贈与の直前において役員等であること」に見直します（個人版も同様に見直す）。令和7年1月以後の贈与から適用。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し……免税方式について、免税店は外国人旅行者に対象物品を税込価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に消費税額を旅行者へ返金する「リファンド方式」に見直します。また、一般物品と消耗品の区分や、消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税対象となる「通常生活の用に供するもの」の要件を廃止します。令和8年11月から適用。

◎先端設備導入に係る固定資産税の特例措置の見直し……中小企業等経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の軽減措置について、対象を同計画に雇用者給与等支給額を1.5%以上上げる方針を位置付ける場合に限定し、3年間1/2（賃上げ率3%以上は5年間1/4）に軽減します。令和7年4月から適用。

税務事務が集中します・早めのご準備を！

新年早々ですが、1月は税務事務が集中します。月末に慌てないよう早めに準備をしましょう。

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人（昨年途中で退職した人も）の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有している機械・備品などの償却資産については所有者からの償却資産申告書に基づいて課税される地方税で、市町村等の固定資産税課に提出。

※以上の提出期限は全て1月31日（金）です。

コロナ対応資金繰り支援策の見直し

経済活動の正常化が進む中、新型コロナに対応した資金繰り支援策の見直しが行われています。

日本公庫等のコロナ特別貸付は昨年12月で終了しましたが、借換に対応可能な「危機対応後経営安定貸付」を創設します。また、コロナ資本金劣後ローンは本年2月で終了し、対象事業者を追加等した「通常資本金劣後ローン」に移行します。

経営改善サポート保証（コロナ対応）は本年3月の終了後に「経営改善・再生強化型」へ移行し、経営改善・再生計画に必要な資金を支援します。